



はい！こちら消費生活センターです

### 儲け話に関するトラブルにご注意！

#### ～いったん振込してしまうと、被害回復が困難です！～

SNS をきっかけとして、投資名目で振込をしたものの、「追加費用を支払わないと出金できないと言われた」「相手と連絡が取れなくなった」などといった被害が発生しています。当センターでも「知人が海外の銀行口座に入金すると月金利が10%になると言われ契約。数年間は毎年配当があったが、二年近く入らず不安。」という相談が寄せられています。以下に注意すべき事例を紹介します。

- 海外に所在するとしている業者が、金融商品取引法に基づく登録を受けずに国内の消費者に対して勧誘を行い、トラブルになっているケース
- 金融商品取引法に基づく登録を受けていない業者(無登録業者)などがセミナーやSNSなどを通じて若年者に「投資話」を持ち掛け、消費者金融などから借り入れさせて投資をさせるなどし、トラブルとなっているケース
- 暗号資産で海外事業者に投資をすると大儲けできると勧誘を行い、配当や預かった暗号資産の払い戻しに応じずにトラブルとなっているケース

投資勧誘を受けた場合には、業者の登録の有無なども確認し、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。(「必ず、確実」はウソ、「高利回り」は怪しいなど)

金融商品取引業の登録を受けた業者については「免許・許可・登録を受けている業者一覧」(金融庁)で、暗号資産交換業者に係る情報・利用者の方向けの注意喚起などに関する情報は、「暗号資産の利用者のみなさまへ」(金融庁)でそれぞれ金融庁で確認できます。

少しでも不安に思ったら消費生活センターにご相談ください。

### 相楽消費生活センターは

### 4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ(電話又は来所)

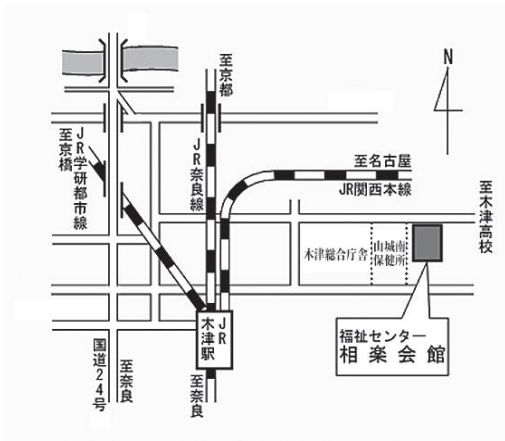
**☎0774-72-9955** (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる

令和 12 年度消費生活活出前講座

No.  
1

令和 11 年度消費生活活出前講座

No.  
1

令和 10 年度消費生活活出前講座

No.  
1

令和 9 年度消費生活活出前講座

No.  
1